

令和7年 第3回沼田町議会臨時会 会議録

令和 7年 4月25日(金)
午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鵜 野	範之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 横 山 茂 君 教育長 三 浦 剛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原 秀 史 君	総務財政課長	小 玉 好 紀 君
産業創出課長	岡 田 敏 行 君	農業推進課長	前 田 昌 清 君
住民生活課長	亀 谷 良 宏 君	建設課長	瀧 本 周 三 君
保健福祉課長	荒 川 幸 太 君	和風園園長	山 下 広 大 君
旭寿園園長(なごみ施設長)	安 念 昌 典 君		

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神 薮 太 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 按 田 義 輝 君 書記 高 橋 愁 人 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第40号	町道沼田幹線源次橋補修工事の請負契約について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今から令和7年第3回沼田町議会臨時会を開会します。只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、上野議員、1番、畑地議員を指名いたします。

(会 期 の 決 定)

○議長（小峯聡議長）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年4月25日提出。町長名でございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和7年3月31日。町長名でございます。改正条例案の朗読を省略し、今回改正の主な内容について説明いたします。3月31日付で地方税法を改正する法律及び関係法令が改正され、4月1日から施行されたことに伴いまして、本町においても町税条例の改正が必要になったため、このほど専決処分を行ったものであります。なお、全ては国

の税制改正に伴うものでございます。今回の主な改正点につきましては、1つ目、公示送達方法について、郵便などで納税義務者などに送達できない場合に掲示板に掲示することに加えて、インターネットを利用する方法を定義。2つ目、令和8年度分以降の個人住民税に関しまして、給与所得控除について55万円から65万円に改正すること。3つ目、軽自動車税種別割について、新たに125cc以下、かつ最高出力4キロワット以下の原付バイクの軽自動車税を申請すること。4つ目、長寿命化工事の施されたマンションの固定資産税の特例の適用に関する規定を改正すること。5つ目加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準を改正するものであります。以上、条例の一部改正について説明いたしました。御承認のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第1号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年4月25日提出。町長名でございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和7年3月31日。町長名でございます。改正条例案の朗読を省略し、今回改正の主な内容について説明いたします。3月31日付で地方税法を改正する

法律及び関係法令が改正され、4月1日から施行されたことに伴いまして、本町においても国民健康保険税条例の改正が必要になったため、このほど専決処分を行ったものでございます。なお、全ては国の税制改正に伴うものであります。今回の主な改正点は、1つ目に課税限度額について、基礎課税分の限度額について、65万円だったものを66万円に、後期高齢者支援金分の限度額について、24万円だったものを26万円に改正するものであります。2つ目、軽減判定所得の算定方法を5割軽減分については、世帯員数で29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減分を世帯員数分で54万5,000円を56万円に改正するものでございます。以上、条例の一部改正について説明いたしました。御承認のほどよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第2号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第40号、町道沼田幹線源次橋補修工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第40号、町道沼田幹線源次橋補修工事の請負契約について、下記の通り請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記。1、契約の目的、町道沼田幹線源次橋補修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億6,280万円。4、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字弥生7番地23。株式会社日本緑化代表取締役鈴木雅士。5、工事場所、沼田町字沼田。6、工期、本契約締結通知日から令和7年12月10日まで。令和7年4月25日提出。町長名でございます。本

工事の概要について御説明申し上げます。今回補修工事を実施する源次橋は、町道沼田幹線の沼田第3地区と沼田北竜市街地区を繋ぐ重要な橋梁で、平成7年度に架設いたしております。工事の実施に当たっては沼田町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、実施設計を含め、令和5年度から令和7年度までの3カ年計画で、国の社会資本整備総合交付金及び過疎債を活用し、実施いたしております。今回の主な工事内容は橋げた部分の塗装塗り替えを中心とした補修工事でございます。なお、今回の契約に当たっての入札は沼田町の指名入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、これまでの実績から4社を指名し、指名競争入札により実施いたしました。次のページには資料といたしまして、入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、町道沼田幹線源次橋補修工事の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番上野です。源次橋の工事、今の説明で3年間というように聞こえたんですけど、通行止めだとか交通の関係はどのようになっていくのかわかっていれば教えてください。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）3年と申し上げましたが、1年目については実施設計、昨年度も補修を実施しております。主に塗装等をしております。今年度につきましては、先ほど申し上げた通り橋げた等の塗装塗り替えということになりますが、通行止めにはなりません。一部片側通行のみの対応で十分対応できる形になるので、地域の皆様に通行止めでの不自由をお掛けすることは無いと思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第40号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（小峯聡議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和７年第３回沼田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 ４時１１分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員